

下水道使用料の未徴収等に係る対応について

本日、下水道使用料の未徴収等に係る不適切な事務処理について、次のとおり、対応しましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

平成 27 年 6 月、神奈川県内の他の自治体において、下水道使用料の徴収等に誤りがあったとの報道を踏まえ、環境創造局において、本市の状況を調査したところ、1,301 件/約 16 億 4,300 万円（うち時効 約 11 億 3,800 万円）の未徴収等や、遡及して請求すべき期間がある案件 615 件/約 1,100 万円が判明しました。

本件は、昭和 48 年に横浜市下水道条例が施行されて以降、長年にわたり、不適切な事務が放置されてきたことにより、結果として、多額の損失が発生したものであり、その背景には、現場の統括・組織的な進捗管理不足、基本的な業務に対する管理監督不足、収入の重要性に対する認識の低さなどがありました。

**2 職員の人事的措置**

本件は、組織管理上の問題の側面が大きかったこと、結果として、多額の損失が発生し、本市財政に影響を与え、行政運営に対する市民の信頼を大きく失墜させたことを踏まえ、下水道使用料徴収事務を総括する環境創造局、現地確認等の事務を担う土木事務所の当時の管理監督者（事案発覚以前の課長級以上）に、人事的措置を実施しました。

当時の補職 ※退職者は除く		職位	市長文書訓戒	市長口頭嚴重注意	合計
環境創造局 (平成 16 年度まで下水道局)	局長	局長級	—	—	—
	副局長	部長級	1 人	—	1 人
	所管課長	課長級	—	3 人	3 人
各土木事務所	所長	部長級	29 人	—	29 人
	副所長	課長級	—	30 人	30 人
			<b>30 人</b>	<b>33 人</b>	<b>63 人</b>

### 3 対応状況

#### (1) 未徴収等に対する収入状況（平成 29 年 4 月 30 日現在）

単位：百万円（金額欄）

	請求	収入済	分割納付対応中		未収
件数	1,916	1,487	242		187
金額	516	430	(収入済) 12	(未収) 61	13

#### (2) 再発防止検討委員会からの指摘事項への対応状況

個別の課題に対応するため、市会議決を経て下水道条例の一部改正を行ったほか、業務手引書の改訂などの改善を行い、局と土木事務所の連携を強化しました。

また、組織的課題に対しては、局全体における業務の一斉点検の実施、法令根拠の理解を進めるための法務研修の実施など、局全体の組織風土の改善に取り組んでいます。

主な対策内容	現在の対応状況
浄化槽廃止等による下水道使用開始の届出について、工事店の役割と責任等の明確化	条例改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）
定期的な確認調査の実施	平成 29 年度からの実施に向け準備中
原則として、水道使用開始と同時に下水道使用料を徴収する取扱いへの変更	平成 27 年 9 月から実施
未処理区域使用料から処理区域使用料への変更	平成 28 年 5 月に実施
未処理区域を調査し、処理区域の告示を実施	平成 28 年 11 月に実施
土木事務所担当者会議の設置及び同会議での疑問点確認・事例検討等を実施	平成 29 年 2 月、3 月、4 月に実施
業務手引書の抜本的な改編	平成 29 年 4 月 1 日運用開始
局全体における業務の一斉点検の実施	平成 28 年度に実施
局法務研修の実施	平成 29 年 1 月に実施

お問合せ先		
（人事的措置に関すること）	総務局人事課	Tel 045-671-4005
（事件、再発防止に関すること）	環境創造局経理経営課	Tel 045-671-2805